

策定の趣旨

学校における部活動は「スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもの」であり、学校教育の一環であると位置づけられる。一方、社会・経済の変化により、教育が抱える課題が複雑化・多様化する中で従来の部活動を継続することが困難になっている。そこで、将来においても部活動を持続可能なものにするために、スポーツ庁及び愛知県教育委員会のガイドラインを作成されたところであり、本市においても部活動の在り方を明確にする必要がある。

部活動の課題

- 教育的課題が増加する中、担任業務や教科指導の準備等、教員のなすべき業務の時間が大幅に不足。
- 過度な活動により、学習への支障及びスポーツ障害等が発生
- ニーズの多様化により、従来の運営体制の維持が困難



方向性

- (1) 教員以外の者を顧問に任用
- (2) 適切な休養日の設定(量より質を目指した活動の構築)
- (3) 多様なニーズを踏まえた部活動の設置

主な内容

1. 運営のための体制整備
 - (1) 各校における部活動に係る方針の策定
 - (2) 適正数の顧問配置と部活動の設置
 - (3) 活動計画
 - (4) 部活動の指導・助言
 - (5) 部活動指導員の活用
2. 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
3. 適切な休養日等の設定
4. 生徒のニーズを踏まえた環境の整備
 - (1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置
 - (2) 保護者との連携・協力
 - (3) 地域との連携
5. 学校単位で参加する大会等の見直し
6. 教育委員会の取組

等

【部活動指導員の活用】

- ◆学校職員として校務分掌に位置付ける。(学校臨時職員として任用)
- ◆校長は、教員又は部活動指導員を顧問として任命する。(単独指導が可能)
※市教委は、部活動指導員に対し、ガイドラインを徹底するための研修を実施。

【休養日等の設定】

- ◆学期中は週当たり2日(平日に1日と土日のいずれか1日)以上の休養日を設ける。
- ◆長期休業中は週休日の活動はなし。また、連続1週間程度のオフシーズンを設ける。
- ◆活動時間は、平日は2時間程度以内、週休日及び長期休業中は3時間程度以内とする。
- ◆早朝練習は行わない。
※小学生は週当たり3日(平日に2日と土日のいずれか1日)以上の休養日を設ける。また、長期休業中は連続2週間程度のオフシーズンを設ける。
※大会等により土日に活動する場合は、代替休養日の確保に努める。

【生徒のニーズを踏まえた部活動の設置】

- ◆季節ごとの異なるスポーツを行う「総合運動部」及びスポーツを楽しむ「レクリエーション部」、文化的な活動を総括的に行う「文化創作部」など、多様なニーズに応じた部活動の設置に努める。